

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月6日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	湯浅町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yuasa.wakayama.jp/publics/index/9/&anchor_link=page9#page9

執行機関名 湯浅町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助に関する事務
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湯浅町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第30号) 別表第1 第7の項 就学援助に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	湯浅町就学援助費支給要綱(平成14年要綱第7号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、 <u>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、 <u>経済的理由のため就学が困難な児童生徒の保護者</u> に対し湯浅町が実施する就学に必要な学用品の購入等に係る <u>援助費の支給</u> に関して必要な事項を定める。
⑦ 独自利用事務の関連規範		湯浅町就学援助費支給要綱(平成14年要綱第7号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	湯浅町就学援助費支給要綱(平成14年要綱第7号)第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	援助費(ただし医療費は除く。)の支給申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	湯浅町就学援助費支給要綱(平成14年要綱第7号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	湯浅町就学援助費支給要綱第2条に掲げる支給対象者に係る市町村民税関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	湯浅町就学援助費支給要綱(平成14年要綱第7号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	湯浅町就学援助費支給要綱第2条に掲げる支給対象者に係る住民票関係情報